

# 「群馬県食品安全基本計画2025－2030」（原案）の概要について

## 1 計画策定の趣旨

平成17年の「群馬県食品安全基本計画2005－2007」の策定以降、食品安全を取り巻く環境変化に応じた取組を展開するとともに、必要に応じて計画の見直しを行ってきた。

現行計画の実施期間は令和6年度末までであるが、引き続き、本県における食品の安全性確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期計画を策定するものである。

## 2 実施期間

令和7年度から令和12年度まで（6年間）

## 3 根拠法令・計画の位置付け

- (1) 群馬県食品安全基本条例第16条第1項に基づく基本計画
- (2) 新・群馬県総合計画の食品衛生分野における最上位計画

## 4 計画の基本目標

- (1) 食品の安全性・信頼の確保
- (2) 食の安全に関する相互理解の促進

## 5 計画の構成

- 第1章 計画策定の基本的な考え方
- 第2章 食の安全・安心に関する現状
- 第3章 目指すべき方向
- 第4章 施策の方向

## 6 施策の方向

- (1) 基本目標：食品の安全性・信頼の確保
  - ア 生産者による自主的な安全性確保の推進  
農林水産物の安全性を確保するため、GAPや農場HACCPの導入、取組の定着等、生産者による自主的な取組を支援する。また、農薬の使用に関して、専門知識を有する資格者等を認定し、指導的立場にある人材の育成を推進する。
  - イ 生産者への衛生管理指導の充実  
安全な農林水産物を生産することが求められていることから、生産者に対して農薬や動物用医薬品等の適正使用を指導するとともに、出荷団体による自主検査、行政の残留農薬検査等により、農林水産物の安全性を確保する。また、生産者への指導、助言等を専門的な立場から適切に行うため、職員の専門性の維持・向上を目指した人材育成を推進する。
  - ウ 食品等事業者による自主衛生管理の推進  
食品衛生法の改正により、すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理

が義務付けられたことから、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、必要な指導、助言等を行う。また、自主衛生管理に取り組む食品等事業者が行う人材育成を支援する。

#### エ 食品等事業者への監視指導の充実

食中毒の未然防止や食品の安全性の確保に向けた食品等事業者の取組を確実なものとするため、食品営業施設をはじめ、学校や病院等の給食施設、と畜場・食鳥処理場等に対して、計画的に監視指導を行う。また、食品等事業者への指導、助言等を専門的な立場から適切に行うため、職員の専門性の維持・向上を目指した人材育成を推進する。

#### オ 適正な食品表示の確保

食品表示法に基づく表示の適正化を推進するため、食品等事業者の自主的な取組を支援するとともに、販売店等において監視指導を行う。また、適正な食品表示に自主的に取り組む食品等事業者が行う人材育成を支援するとともに、食品等事業者への指導、助言等を行う職員に対する人材育成を推進する。

### (2) 基本目標：食の安全に関する相互理解の促進

#### ア リスクコミュニケーションの推進

食の安全に関する多くの情報が氾濫する中、正しい情報を見極め、適切に行動できるよう、消費者の食の安全に関する知識習得を支援する。また、食品に対する不安を解消するため、消費者、生産者、食品等事業者、行政等、それぞれの取組について相互理解するための機会を提供する。

#### イ 危機管理体制・対応の充実

食を取り巻く状況が複雑化・多様化していることから、関係機関の連携・協力体制を整備し、緊急事態に迅速かつ的確に対応する。

## 7 計画策定に係る経過及び今後の予定

期日	会議等	内容
令和6年 4月19日	食品安全担当者会議	計画（骨子）を検討
6月21日	食品安全担当者会議	計画（素案）を検討
7月29日	食品安全審議会	計画（素案）を提示・協議
8月27日	食品安全会議	計画（素案）を提示・協議
9月18日	食品安全担当者会議	計画（原案）を検討
10月18日	食品安全審議会	計画（原案）を提示・協議
11月8日	食品安全会議	計画（原案）を提示・協議
12月	県議会（第3回後期定例会）	概要説明
令和6年 12月～ 令和7年 1月	パブリックコメント	計画（パブコメ案）を公表・意見募集
1月	食品安全審議会	計画（最終案）を諮問
3月	県議会（第1回定例会）	議決
	告示	計画の決定・公表